

消費者委員会に寄せられた要望書・意見書・声明文等一覧(1月分)

■令和6年1月1日～令和6年1月31日

令和6年1月31日現在

【参考送付】:発信者が他省庁、他団体宛に発出した要望書等で、消費者委員会に対しては参考として送付されたもの。

<取引・契約関係:3件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月4日	「特定商取引法平成28年改正における5年後見直しに基づく同法の抜本的改正」を求める意見書	千葉県香取郡東庄町議会 議長 板寺 正範	<p>特定商取引法の2016年(平成28年)改正の際、いわゆる5年後見直しが定められた。2022年(令和4年)12月に同改正法の施行から5年の経過を迎えた。国に対し、次のような特定商取引法の改正を行うよう要望する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合には勧誘してはならない制度とすること及び事業者の登録制を導入すること。 2 SNS等のインターネットを通じた通信販売の勧誘等につき、行政規制、クーリング・オフ等を認めること及び権利を侵害された者はSNS事業者等に対し、相手方事業者等を特定する情報の開示を請求できる制度を導入すること。 3 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の開業規制を導入すること及び規制を強化すること。
1月12日	特商法改正の検討の場を速やかに設けることを求める意見書	特商法の抜本的改正を求める全国連絡会	<p>私たちは改めて、消費者庁に対し、特商法改正の検討の場を速やかに設けることを求める。その際には、少なくとも以下の事項を含めて検討を行うべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売・電話勧誘販売について、事前拒否者に対する勧誘を禁止する制度を導入すること及びその在り方。なお、食品の宅配・新聞等の低額取引分野については自主規制等での対応とするなどして、より悪質・高額な消費者被害への対応を優先させること。 2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、消費者被害の予防及び救済のための法的ルールの導入及びその在り方。 3 マルチ商法の分野において、現行法すら遵守せず、社会的存在意義を見出しがたい情報商材等を取り扱う事業者を一律に排除するとともに、同分野における参入規制の導入及び規制の在り方。
1月30日	特定商取引に関する法律の抜本的改正を求める意見書	金沢弁護士会 会長 織田 明彦	<p>特定商取引に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第60号)附則第6条に基づく「所要の措置」として、以下のとおり、特定商取引に関する法律(以下「特商法」という。)の抜本的改正を求める。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 訪問販売・電話勧誘販売について <ol style="list-style-type: none"> (1) 訪問販売につき、家の門戸に「訪問販売お断り」と記載された張り紙等を貼っておくなどの方法によりあらかじめ拒絶の意思を表明した場合が、特商法第3条の2第2項の「契約を締結しない旨の意思を表示した」場合に該当することを条文中明らかにすること。 (2) 電話勧誘販売につき、特商法第17条の規律に関し、消費者が事前に電話勧誘販売を拒絶できる登録制度を導入すること。 (3) 訪問販売及び電話勧誘販売につき、その契約の締結の媒介又は代理の業務の委託を受けた者(いわゆる勧誘代行業者)に対しても、特商法上の行為規制が及ぶことを条文中明らかにすること。 (4) 訪問販売及び電話勧誘販売を行う者は、国又は地方公共団体に登録をしなければならないものとする。 2 通信販売について <ol style="list-style-type: none"> (1) 通信販売業者がインターネットを通じて消費者を勧誘し、消費者が申込みを行い又は契約を締結した場合について、行政規制を設けること、並びに消費者によるクーリング・オフ及び取消権を認めること。 (2) インターネットを通じた通信販売による継続的契約について、消費者に中途解約権を認めること及び中途解約の場合の損害賠償額の上限を定めること。 (3) 解約・返品に関するインターネット通信販売業者の受付体制整備を義務付けること。 (4) インターネットの広告画面及び申込画面において、契約内容の有利条件や商品等の品質・効能の優良性を殊更に強調する一方、有利性や優良性が限定される旨の打消し表示が容易に認識できないものを特商法第14条第1項第2号の指示対象行為として具体的に禁止すること。また、広告表示等において事業者が網羅的で正確かつ分かりやすい広告を行うことを法令等で明確化すること。 (5) 通信販売業者が不当なインターネット広告表示等を中止した場合であっても、行政処分(指示処分及び業務停止命令)が可能であることを明示すること。 (6) 通信販売業者がインターネット上で契約の申込みを受けた場合、消費者が申込み過程で閲覧した広告や勧誘過程の動画を一定期間保存し、消費者に対して保存内容を開示・提供する義務を負うものとする。 (7) 特商法第11条第6号及び同法施行規則第23条第1号又は2号の販売業者等の氏名等の表示義務に違反する広告又はインターネット等を通じて行った勧誘により自己の権利を侵害されたとする者は、SNS事業者、プラットフォーム提供者その他の関係者に対して、通信販売業者及び勧誘者を特定する情報の開示を請求できることとする。 (8) 適格消費者団体の差止請求権について、(1)から(4)までの行政規制等に違反する行為等を行って行使の対象に追加すること、及び(5)の場合に行使の対象となる旨を明示すること等、その拡充を行うこと。 3 連鎖販売取引について <ol style="list-style-type: none"> (1) 連鎖販売取引について、国による登録・確認等の事前審査を経なければ、連鎖販売業を営んではならないものとする開業規制を導入すること。 (2) 特定利益收受の契約条件を設けている事業者が、連鎖販売取引に加入させることを目的として特定負担に係る契約を締結させ、その後に当該契約の相手方に対し特定利益を收受し得る取引に誘引する場合は、特商法の連鎖販売取引の拡張類型として規制が及ぶことを条文中明確にすること。 (3) 連鎖販売取引を、①22歳以下の者との間で行うこと、②投資取引・投資情報等の利益收受型取引を対象商品・役務として行うこと、③借入金・クレジット等の与信を利用して行うことについて、禁止すべきであること。 (4) 連鎖販売取引について、收受し得る特定利益の計算方法等を特定負担に関する契約を締結しようとする者に説明しなければならないものとする。 (5) 連鎖販売取引について、業務・財産の状況等に関する情報を特定負担に関する契約を締結しようとする者や加入者に開示しなければならないものとする。

<食品表示関係:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月22日	【参考送付】機能性表示食品の表示規制や制度の在り方についての意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>機能性表示食品制度は、一定の要件のもと、事業者が食品の安全性と機能性に関する科学的根拠などの必要事項を販売前に消費者庁長官に届け出れば機能性を表示できるものであり、機能性に関する事業者の自主的情報開示を基に消費者が商品選択を行うことが前提となる制度である。それ故、表示されている情報が正しいものであるか消費者自身が判断することができることを前提とした消費者主体の制度である必要がある。</p> <p>現行の機能性表示食品制度は、消費者への情報開示、透明性の観点から見て、表示・広告規制の運用、安全性や機能性の科学的根拠を確保するための制度の運用がいずれも不十分であるため、以下の点につき、改善、見直しをすべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 安全性や機能性について消費者庁に届出した内容を超えてなされるなど、届出の範囲を逸脱した表示・広告及び届け出た機能性の内容を誤認させる表示・広告に対しては、行政指導等ではなく、積極的に景品表示法による措置命令を出し、消費者に対してその情報を公開すべきである。 2 機能性表示食品の安全性や機能性の科学的根拠を確保するため、事業者に対して消費者に対する健康被害情報の公表を食品表示法上に義務付けるとともに、消費者庁が事後的な監視・監督を行った結果についても消費者の商品選択に必要かつ十分な内容が開示されるようにすべきである。 3 機能性表示食品を含むすべての食品につき、不適切な表示があるとして消費者から食品表示法上の申出があった場合は、申出人に対する調査等の結果に関する通知を、申出を受けた内閣総理大臣等に法的に義務付け、または必ず通知を行う運用に改めることにより、消費者に対して十分な情報が開示されるべきである。

<消費者行政の在り方:1件>

日付	件名	発信者	要望書・意見書等のポイント
1月26日	【参考送付】身寄りのない高齢者が身元保証等に頼ることなく地域で安心して安全に暮らすことのできる社会の実現を求める意見書	日本弁護士連合会 会長 小林 元治	<p>1 国及び地方自治体は、高齢者が身寄りの有無にかかわらず、地域で自分らしく安心して安全に暮らすことができるよう、以下の施策を行うべきである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 病院や福祉施設等が身元保証人等を付けることを入院・入所の要件とすることを禁止し、身元保証以外の代替方法を講じることができるようにすること (2) 従来、家族が担ってきた様々な役割を、資力の有無にかかわらず、全ての地域において公的な地域福祉として対応することができるよう、法整備を含めた体制の整備を速やかに行うこと <p>2 国は、身元保証等高齢者サポート事業の位置づけを法律上明確にし、監督省庁による責任ある監督を確保するための法制度を速やかに整備すべきである。法整備に当たっては、①登録制等の導入、②契約締結前の説明に関する規律の確保、③経営内容等の開示、④預託金の保全措置等の規律の確保、⑤苦情処理のための手続、⑥利用者の判断能力が不十分になったときの取扱い等の仕組みの確保、⑦死後事務等の履行を確認・担保する仕組みの確保、⑧中途解約時の返金ルール等の明確化、⑨利用者による寄附・遺贈について、その自由意思の尊重等を確保するための規律の確保、⑩禁止行為等の行為規制の整備、⑪業界団体の設立やモデル約款等の自主規制の導入の支援等、⑫介護・医療・地域福祉との適切な連携・協働に資する仕組みの導入の検討を行うべきである。</p>

なお、団体から寄せられた意見等のほかに、個人から11件の意見等が寄せられました(内訳:取引・契約関係:5件、表示関係(食品表示を除く):1件、その他:5件)。寄せられた意見等については、消費者委員会が調査審議を行う上で、参考とさせていただきます。